慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三〇〕補充権消滅後に白地手形の譲渡を受けた被裏書人がなした補充の効力 (昭和三四年五月一二日東京地裁判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.4 (1963. 4) ,p.102- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630415-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

等におけるごとき個別具体的委任は必要でないとしても、何等かの程度の個別具体的委任を必要とする。そして、地方自治法上の諸制限が個別具体的委任に該当すると解されるかぎり、多数意見の見解にしたがわざるをえぬであろう。しかし、地方自治に重点をおいてみると、委任方法はあまり問題でなく、垂水・藤田両裁判官の理論構成にしたがわざるをえない。そして、筆者はこの両見解のうち、後者に賛意を表したい。

（金子　芳雄）

〔商法　三〇〕補充権消滅後に白地手形の譲渡を受けた被裏書人がなした補充の効力

（昭和三四年五月一二日東京地裁判決　昭和三三年（ワ）第二四七六号約束手形金請求事件　下級民集一〇巻五号九九七頁）

【判示事項】補充権消滅後に譲渡を受けた白地手形の被裏書人がした補充の効力

【参照条文】手形法七七条二項、一〇条

【事実】Y′会社は昭和二六年六月頃から金融逼迫のため訴外A会社との間で相互に約束手形（融通手形）を振り出してこれを交換し、Y′会社はA会社振出の手形の割引を受けて金融をえ、その満期日までに手形金をA会社に交付して決済していた。そこで、同年一一月中旬頃Y′会社はA会社から額面各九〇万円、満期同年一二月二七日及び一二月三〇日の約束手形二通の振出を受けると共に、その見返りとして額面各九〇万円の本件第一、第二の約束手形を、いずれも振出日及び満期日を白地のままA会社にあてて振出した。そして、Y′会社はA会社に本件手形の白地部分を補充して手形を行使する権限を付与していた。Y′会社は同年一二月五日にA会社から取得した前記手形について割引を受けて金融をえ、同年一二月二五日及び二六日にA会社に対し右手形金合計一八〇万円を支払って決済させたが、本件手形二通の返還を受けることなく放置しておいた。

原告X_1は昭和三一年暮頃A会社の社員Bから本件手形二通を白地補充権あるものと信じて、いずれも白地式裏書によって譲渡を受け、更にX_1はそのうちの一通を原告X_2に白地式裏書によって譲渡した。そして、X_1は第一の手形について振出日昭和三二年二月五日、満期同年四月八日、X_2は第二の手形について振出日昭和三二年二月五日、満期同年七月三一日とそれぞれ白地部分を補充し、各取立委

任のため第一銀行に裏書したがいずれもその支払を拒絶され、原告等は各右手形の返還を受けてこれを所持している。Y′会社は昭和三二年一一月二八日に被告Y会社と合併して解散し、同日Y会社はY′会社の権利義務いつさいを承継した。そこで、X_1、X_2はY会社に対し第一、第二の手形について各額面金及びこれに対する満期日の翌日から支払済まで手形法所定の年六分の割合による遅延利息の支払を求めた。

これに対して被告Y会社は、本件手形二通はY′会社がA会社から借受けた融通手形の見返りとして振出されたもので、振出日及び満期日を白地としたのは、右借受けにかかる融通手形についてY′会社に債務不履行があつたときは、A会社に右白地部分を補充して手形を行使する権限を与えたためである。ところで、Y′会社は右融通手形の割引を受けて金融をえたが、その満期前に各手形金をA会社に交付してこれを決済させたから、A会社は本件手形の白地補充権をすでに失つている。それにもかかわらず、A会社は本件各手形を白地のままX_1に譲渡し、X_1は第一の手形の白地部分を勝手に補充し、X_2は第二の手形をX_1から譲受けその白地部分を勝手に補充したものである。しかしながら、手形の白地補充権は手形と共に移転する権利ではないから、X_1、X_2がすでに補充権の消滅した本件手形を取得して白地部分を補充しても、これによつて手形債権を取得すべきいわれはないとして争つた。

【判旨】 原告勝訴。

「被告は手形の白地補充権は手形と共に移転する手形上の権利ではないと主張するが、凡そ白地補充権は手形と共に輾転し、手形取得者は、その白地部分を補充して手形を行使する権限をも取得するものと解すべきであるから、本件にあつてもA会社に白地補充権が存するかぎり、原告等は手形と共に白地補充権をも取得すべき道理である。ところが前記認定事実によれば、A会社は自己の振出にかかる手形の決済がえられたとき、その見返りとして振出された本件手形をY′会社に返還すべきであつたに拘らず、これを返還することなく保存し、四年有余を経て原告X_1に譲渡したというのであるから、右譲渡当時A会社の本件手形の白地補充権は既に消滅していたというべきである。

然しながら手形法第一〇条は、補充権者がその権利の範囲を超えて補充した場合にも、所持人が善意且重大な過失なくかかる不当補充のある手形を取得したのであれば、白地手形行為者はこれに対し、この濫用を以て対抗することは許されない旨を規定し、この法理は、補充権消滅後に補充がなされた場合、更に重大な過失なくして一定範囲の補充権あるものと信じて白地手形を取得した所持人が自ら補充をした場合にも適用をうけるものと解するのが相当であるから、振出人たるY′会社にあつては、本件のように補充権消滅後の補充をもつて所持人たる原告等に対抗することはできない。」

【評釈】 判旨に賛成。

本件はY′会社とA会社との間で相互に融通手形を振出して交換し、Y′会社がA会社の手形の割引を受けて金融をえた後、その手形

の満期までに資金をA会社に交付し、A会社はそれをもつて割引かれた手形の支払に当てるという形式で決済してきた。ところが、たまたまある回の融通手形について、Y′会社が決済後に自己の振出した手形をAから回収しなかつたときに、A会社の社員が約五年経過後にこれを持ち出して第三者に取得せしめ、その第三者すなわちX_1、X_2が白地になつていた振出日及び満期日を補充して、Y′会社に支払を請求してきたという事件である。そこで本件で問題となるのは、まず(1)Y′会社が割引を受けたA会社振出の手形の満期までに、支払のために必要な資金をA会社に提供できないときは、白地を補充して手形を行使して差支えないという約束のもとにY′会社から振出された手形の補充権というものは、Y′会社が満期前に必要な資金を提供したことにより決済され消滅したものと解されるが、その手形が第三者たるX_1、X_2に取得された場合にはいかなる関係を生ずるかという点であろう。いいかえれば、振出人が受取人にいつたん与えた補充権を消滅させるにはいかなる方法を必要とするか、それが第三者に取得され白地が補充された場合にはその消滅を主張できないかという問題である。次に問題になるのは、(2)仮りに第三者に対しては補充権消滅を主張できないとしても、本件の場合には、Y′会社が振出した手形の白地を補充したのはA会社ではなく、A会社から白地のままで手形がX_1、X_2に譲渡され、なお補充権あるものと信じて取得したX_1、X_2の手で白地が補充されたわけであるが、手形法第一〇条の認める保護はその場合にも妥当するかという点である。

第一の問題点すなわちいつたん与えた補充権を消滅させる方法と、その第三者への対抗の問題から検討してみよう。まず、本件手形の振出人Y′会社と受取人A会社との間の関係から考えてみると、Y′会社はA会社振出の手形の満期までに必要な資金をA会社に提供できないときは、白地を補充して手形を行使して差支えないという約束のもとに、振出日及び満期日白地の手形二通をA会社に交付したわけであるが、金融が効を奏して満期以前に必要な資金を提供している。従つてその限りにおいては、A会社に対しいわば停止条件附の補充権を与えていたものとも解しうるが、本件の関係からいえば、むしろこの場合には解除条件附の補充権を与えており、期日までに必要な資金を提供したときは補充権を撤回しうるものと解するのが妥当であろう（大判昭和一五・一〇・一五民集一九巻一八〇八頁参照）。このように理解すれば、Y′会社とA会社の間ではいつたん補充権の授与がなされたが、必要な資金の提供によりこれが消滅したわけであり、たとえ手形が返還されなかつたとしても、Y′会社はA会社に対し補充権の消滅を主張できることは明らかである。

これに対して、Y′会社とX_1、X_2との関係はまた別であつて、その白地手形が回収されない以上、それが善意の第三者によつて取得された場合には、いわゆる補充権消滅後の不当補充の問題を生ずることとなり、その不当補充も善意の所持人に対抗できないと解すべきことは判旨のとおりである（河本一郎「白地手形」総合判例研究叢書、商法(6)、大判昭和一五・一〇・一五民集一九巻一八〇八頁、大阪高判昭和二七・七・二九下級民集三巻一〇四二頁参照）。ただ手形法第一〇条の法文からみると、補充者が補充権を有しているときに合意と異なつた補充をなした場合をその直接の対象としており、本件のように補充権消滅後の補充は

ここに規定されていないようである。いいかえれば、民法上の表見代理と比較すると、第一一〇条の権限踰越による場合の規定だけで、第一一二条の代理権消滅後の場合の規定が欠けており、白地手形の場合には補充権消滅後の不当補充については振出人に責任がないようにも読みとれる。けれども、白地手形の流通過程における所持人の保護を考えれば、いわゆる権限踰越の場合のみを保護するだけでは不十分であつて、同様に権限消滅後の不当補充からも所持人を保護する必要が大であり、その理論構成の点はともかく（田中耕太郎「判例民事法」昭和一五年度一〇二事件、鈴木竹雄「手形法・小切手法」二〇五頁など）、判例、学説の多くも本件判旨の結論を支持するわけである。

けれども、本件についてはなお次の疑問が提出されるであろう。すなわち、前述したように、Y′会社とA会社との関係ではむしろ停止条件附の補充権が与えられたものと解し、その場合にY′会社はA会社に必要な資金を満期までに提供したのであるから、遂に条件が不成就となり補充権は一度も発生せず、従つてY′会社が責任を負うべき根拠は存しないのではないかという疑問である。この問題については、本件の場合にはむしろ解除条件附で補充権が与えられたものと解し、資金の提供により補充権が消滅したとみるのが妥当であることを指摘してきた。そしてかりに停止条件附であるとしても、当事者間で補充権授与のなかつた手形についてさえ、あるいはそれを白地手形と解しあるいは白地手形と呼ぶことの当否を保留しながら、なお署名者に責任を認めようとする現時の判例（大判大正一五・一二・一六民集五巻八四一頁、最高判昭和三一・七・二〇民集一〇巻一〇二二頁、東京地判昭和三二・六・一三判例時報一二一号一九四頁など）学説（右の判例に対する評釈としては田中誠二「判例民事法」大正一五年度一六事件、山口幸五郎、民商法雑誌三五巻二号一三二頁、鈴木、前掲二〇七頁、河本、前掲一四頁など）の立場からすれば、本件についても同様に振出人の責任を認める結論を導き出すように思われる。次の問題は、本件の場合にはかりにA会社に補充権が与えられていたとしても、それは前述したようにすでに消滅したものであり、それをほぼ五年後に社員が持ち出して他人に取得せしめたという関係は、むしろ社員の偽造にかかる手形とみるのが実態に即しているのではないかという疑問である。けれども、本件はY′会社から補充権がかつて与えられたという点で手形の偽造とはやや異なる場合であり、満期白地の手形について補充権がいつ時効にかかるかという点を除いては、本件の場合にも白地手形の流通保護に重きをおき、補充権消滅後の不当補充の問題として解決して差支えないように考える。

第二の問題は、Y′会社に支払を請求しているX$_1$、X$_2$は、いずれも白地補充権があると信じて手形を取得し、後にみずからこれを補充した者であるが、その場合にも手形法第一〇条の保護が妥当するかという点である。この点に関して多数説は、手形法第一〇条による保護は、補充され完成された手形を補充権の濫用があつたことを知らずに取得した場合に限らず、未補充の白地手形を一定範囲の補充権が与えられていると信じて取得した場合にも妥当すると解している（伊沢孝平「手形法・小切手法」三六七頁、石井照久「商法法Ⅱ」四五二頁、大隅健一郎・河本一郎「手形法・小切手法」一〇六頁、なお判例評釈としては上柳、前掲八七七頁、大塚市助「商事判例研究」昭和二七年度三七事件、菱田政宏、ジュリスト二五九号八五―八六頁など）。判例も手形については未だ適確なものはないが（東京地判昭和二七・八・八下級民集三巻一一〇六頁参照）、本判決以後に小切手についてなされたものがあり、それによると、小切手法第一三条

（手形法第一〇条と同旨、高鳥注）は善意でかつ重過失なくして白地小切手を取得した所持人が、みずから予めなされた合意と異なる補充をした場合にも適用あるものと解するを相当とするとして（最高判昭和三六・一一・二四民集一五巻一〇号二五三六頁）、右の多数説に従うことを明らかにしている。これに対して反対説は、手形法第一〇条の法文は補充され完成した手形を取得した所持人の保護を規定したと解するのが妥当であり、まだ補充がなされず外観上白地の存在が明白な場合にはこれと同視することはできず、従つて、取得者としてはたとえ悪意または重過失がなくても、この点について危険を負わされても仕方がないと考える。そして、白地のうちでも手形金額のように範囲の限定されるのが普通である事項については、これをみだりに信用するのが軽率であるからこの保護を与えなくてもよいし、反対に、受取人の白地などは限定がなされるのが普通であるから、結局、未補充手形の取得者に本条による保護を否定しても、実際上、手形取引の安全が害されることはないというのである（鈴木、前掲二二三、二二四頁、判例評釈としては小橋一郎、判例評論四五号一六―一七頁）。

右に述べてきたように、多数説と少数説との差異は、白地のままで取得した所持人がみずからそれを補充した場合にも手形法第一〇条の保護があるかという点にあり、一見かなりの対立があるようにも思われるが、多数説の立場においても、少数説が例に出す手形金額などの最も重要な事項については、署名者に照会もせずに取得する者には重過失があるということでその保護を否定することができる（大隅・河本、前掲一〇六頁）。また、通常何らの限定がなされない受取人などについては、原則としていずれの立場をとつても同様であるが、ただ、これらの受取人などの記載事項について限定がなされた場合には問題となる。多数説の立場からいえば、受取人の限定について悪意または重過失がないならば取得者は保護されることになろうが、少数説の立場を厳格に貫くと白地手形の流通を不当に阻害するということも考えられる（大隅・河本、前掲一〇六頁、上柳、前掲八七七頁、大判昭和一三・一一・一九新聞四三五五号七頁）。けれども少数説をとる者も、白地手形の振出人がいかなる場合に責任を負うかは、手形取引の実態に基いてその取引義務とされるか否かによつて定められると理解するから（小橋、前掲一六頁）、実はこの点の差異も消滅しそうである。そこで、本件で問題となる振出日及び満期日の記載事項が通常限定を附されるべき事項であるか否か、手形取引の実態に基く取引義務としていかに解されるかが問題となるが、少数説のあげる例も手形金額、受取人などに限られ、振出日及び満期日をどのように解するかは必ずしも明らかでないが（小橋、前掲一六頁は振出日附は随時の所持人が任意の日をもつて補充しうると解する）、恐らく結論的には本件判旨と同様に解するものと考える。

従つて残る問題は、多数説の立場をとる本件判旨の理論構成が妥当であるかという点である。そこで手形法第一〇条の場合と第一七条との場合を比較してみると、後者の場合には、善意者のもとでは手形に附着してきた抗弁が切断されると規定するのに対し、前者の場合には、白地手形を補充後に取得した場合にはほぼ同様な関係が見られるが、白地のままで取得した場合には善意者のもとで新たに手形上の権利が成立するという相違はあるものの、手形署名者が特定の権利者との間の個別的な事情をもつて善意者に対抗しえない

という点は共通している。従つて、両者の場合における保護のための主観的要件を比較してみると、手形法第一〇条の場合には、所持人が悪意または重大な過失によらないで手形を取得したときに限られるのに対し(手一〇ただし書)、第一七条の場合には、所持人にいわゆる害意がない以上抗弁切断の保護を受けるという意味で(手一七ただし書)、一般的には白地手形の所持人が保護されるための要件がより重いものとされている。このように両者の場合の要件に差異があるのは、白地手形の場合には振出人が後に補充によつて手形を成立させる意思で、記載事項に空欄を残して振出しているため、取得者にも完成手形の場合以上に大きな注意義務を要求するのが当然だからであろう。このように理解すると、白地手形の場合の重い要件を適用するのがふさわしい場合というのは、もちろん所持人が記載事項を空欄のままで取得した場合であり、反対に不当補充がなされた後に取得した場合には、その補充方法のいかんによつては完成手形として振出されたものと区別できない場合もあり、従つてそこに手形法第一七条より重い要件を定める第一〇条を適用するのが、完成手形の場合と比較して不均衡のようにも感ぜられる(谷川久「白地手形についての若干の問題」商事法務研究一一六号二三―二四頁。なお、前掲八六頁参照)。そこで、白地手形についても一定の要件のもとに完成手形と同様の流通を認めようとする立場をとる限り、単に不当補充のなされた手形を取得した者を保護するに止まらず、補充権あるものと信じて白地のままで取得した場合にも、手形法第一〇条に定める善意者保護の法理を適用するのが妥当であつて、その意味では判旨の構成に賛成するものである。

なお本件の場合には、Y′会社がA会社に振出日及び満期日白地の手形を交付してから約五年後に、A会社の社員がこれを持ち出してX_1、X_2に譲渡し、やがて白地が補充され呈示されてきたわけであるが、この間に五年を経過したという点にも問題がある。すなわち、満期日の記載のない白地手形の場合にも補充権の消滅時効が問題となるが、この点については周知のように二〇年説、一〇年説、五年説及び三年説に学説、判例が分れている。これらの各説の根拠及びその適否については本評釈で詳説すべきものではないが、ただ五年説、三年説の立場をとると、本件において被告の側で補充権の消滅時効を援用したらどうなつたかという点も問題となろう。そして仮りに補充権は時効によつて消滅したとされた場合に、その後にX_1、X_2がなした補充についても、同様に補充権消滅後の不当補充の問題として手形法第一〇条の法理が適用されるか、あるいは手形上の権利の時効による消滅が物的抗弁とされることに対応して、時効消滅の場合に限つて何人にも補充権消滅を主張できるかが検討されなければならない。けれどもこれまで述べてきたように、白地手形についても完成手形に準じて流通を保護しようとする立場をとる限り、同様に補充権消滅後の不当補充の問題として処理されることになろうが、この点を含めて前述したような種々の疑問に直面するにつれて、白地手形と完成手形との間の流通保護の問題における相違点、手形法第一〇条と第一七条との関係などについて、他の機会に更に検討を加えてみたいと考える。

附記　本判決については菱田政宏「補充権消滅後に白地手形の譲渡を受けた被裏書人がした補充の効力」（ジュリスト二二五九号）の評釈があり、判旨の結論に賛成される。

（高島　正夫）

〔最高裁民訴事例研究　一〕

昭三七1（最高民集一六巻一号七六頁）

株主総会特別決議取消の訴の係属中訴の利益を欠くに至つたと認められた事例

株主総会決議一部取消請求事件（昭三七・一・一九第二小法廷判決）

被告会社Yは株主総会で新株の一部を同会社の役員及び従業員に割当てるとの決議をした。右会社の株主たる原告Xは右決議取消の訴を提起。商法二八〇条の二Ⅱ後段の理由開示が形式的且つ不充分で、決議の方法に法令違反があること、新株発行価格が著しく不公正で（発行価格五〇円、市場価格一七九円）、発行価額と市場価額の差額は新株引受権を与えられた役員・従業員に株主の権利を害して贈与されたもので、この点決議内容が不公正であることを主張した。第一審では本件総会決議取消の訴は新株発行後は訴の利益を欠くとして訴却下。

原告X控訴。かかる形成の訴も、発行済新株を無効にし、瑕疵ある決議をなさしめた取締役及びこれと通謀せる新株引受人に対する責任追求の前提がつくれるから訴の利益ありと主張。控訴棄却。次の二点を判示した。第一に、新株発行後株主総会決議が取消されても新株発行は無効にはならない。(イ)第三者に発行された新株が無効であるとすると流通に際しこれと株主に発行せられたものとを区別せねばならない。無効新株の処理を新株発行無効判決の際の処理に準じて回収・払戻措置をなさねばならぬ。いずれも取引の安全よりみて好ましくない。(ロ)商法二八〇条の二Ⅱは株主の利益を保護し取締役の権限濫用を防止するために設けられた対内的要件で、株主は取締役会で新株引受権を与えられない限り当然には新株引受権をもたず、したがつて新株発行に際し考慮さるべき株主の利益は絶対的なものではない。(ハ)株主は新株発行前に新株発行差止の訴及びこれを本案とする仮処分をなしうるし、発行後も取締役及び一定の株式引受人に対し責任の追求も可能であるし、又新株発行無効の訴もでき、本訴によらなくても株主の権利行使に遺漏はない。(ニ)新株発行無効の訴で無効原因を厳格に解し、著しく不公正な方法又は価額での発行又は引受人と通謀しての著しく不公正な価額での発行も無効原因とならない点からみても、決議取消は新株発行に影響を与えない。第二に、会社・株主が商法二六六条Ⅰ5号又は二六七条により取締役に対して責任追求の訴を提起しうるが、その際原告は取締役が二八〇条の二Ⅱ後段の理由開示を適法になさないため、第三者が不公正な価額で新株を引受け会社に損害をかけたことを立証すれば足り、総会決議を取消す必要はない。さらに商法二八〇条の一一Ⅰによる取締役の責任追求にも右総会決議取消が前提となるものではない。